

## 第4章

## 計画の推進体制

## 第4章 計画の推進体制

本計画の基本理念に基づく目標を達成していくために、国・県その他の関係行政機関などとの連携を深め、市民、事業者と一体となって男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ効果的に推進します。

### 1 市民・県男女共同参画地域推進員・市民団体・事業者・行政の連携と協働

男女共同参画社会の実現に向けて、市民をはじめ県男女共同参画地域推進員、市民団体、事業者などとの連携・協働体制を強化し、地域社会と一体となった取組を進めます。

### 2 国・県・他市町村・関係機関等との連携

国、県、他市町村、関係機関等との連携による取組を進めます。

### 3 男女共同参画推進懇話会の機能発揮

学識経験者、各種団体等の推薦者等及び一般公募による市民の代表者から構成される「指宿市男女共同参画推進懇話会」において、基本計画の策定、市の施策の実施状況など男女共同参画の推進に関する基本的事項についての調査審議を行い、その結果を積極的に施策に反映します。

### 4 庁内推進体制の充実及び施策の進行管理の徹底

男女共同参画の推進に関する施策について、計画的かつ効率的に取り組むため指宿市男女共同参画推進会議において、関係部局間及び関係機関との連絡調整を行い、施策の推進に必要な調査審議を行います。

また、計画に基づく関連施策の実施にあたって、「男女共同参画の視点」が確実に反映されるよう施策の進行管理を徹底します。その実施状況については、毎年公表します。

### 5 計画の評価及び施策への確実な反映

計画に基づいた関連施策の実施状況について、総合的な評価の仕組みを確立し、その評価結果を施策に確実に反映させます。

# 指宿市男女共同参画基本計画推進体制

